



植調GLP試験 —支部長活動を通じて感じたこと—

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 理事
近畿中国四国支部長
伊達 寛敬

植調協会では、GLP試験と言えば、皆さん作物残留試験を思い浮かべる。私もその1人である。GLPは、Good Laboratory Practiceの略であり、日本語訳では、試験の適正実施に関する基準あるいは優良試験規範とされる。そのGLP試験、すなわち作物残留試験と私との出会いは、2013年に近畿中国四国支部長を拝命し、支部長の業務の一つに、作物残留試験の信頼性保証部門の担当者ということが分かった時である。

その信頼性保証部門は、植調事務局に設けられており、その責任者を置くとともに、各地域の支部長が信頼性保証部門の担当者となり、当該地域の試験地で実施された試験の検査を行う体制となっている（植調五十年史より）。

近畿中国四国支部長は、当該地域の関係機関と植調協会との連絡調整の中で、地域水稲関係除草剤試験中間現地検討会とそれに続く支部研修会、水稲関係除草剤適2試験・技術確認圃の地域別検討会・報告会、支部管内の植調試験地主任者会議、次年度水稲適2試験設計会議の推進が主な業務であり、近年は作物残留試験の比重が大きくなっている。

植調協会における作物残留試験の件数は、2002年12月の農薬取締法改正後にそれまでの年間40～60件であったが、2004年度には147件と大きく増加した。その後、2005～2010年度は70～90件で推移した。一方、2008年3月に農薬登録ガイドラインにおいて、作物残留試験を実施する試験施設の条件が、農薬GLP基準に適合した試験施設に改正され、植調協会でも作物残留試験（以下、GLP試験）を受託、実施する体制を2011年度開始に対応し、整備した（植調五十年史より）。

その後、植調のGLP試験の件数は、一定水準で推移したが、2017年度から再び増加した。2018年度の近畿中国四

国地域のGLP試験については、圃場試験の実施機関として5つ、植調協会では岡山研究センター、京都試験地、京都園芸試験地、山口阿東試験地で、府県では島根県農業技術センターにお世話になっている。試験件数は27で、作目別では水稲10、だいず2、野菜13、果樹2と多作目で、たまねぎ、きゅうりなどの野菜が最も多かった。

植調協会におけるGLP試験は、協会で定めた「GLP試験の標準的な実施手順を定める要領（SOP）」に従って実施されている。圃場試験の担当機関では、GLP試験に関する多くの事務的な業務とともに、要領に適應できる施設・圃場の条件や対象作物の生育状況にする必要がある。試験によっては多くの処理や作物採取の時期が設定され、担当者にとって、天候や作物の生育状況に配慮しながらの苦労が多い業務となっている。

一方、私の担当である信頼性保証部門担当者の検査は、圃場試験における被験物質の調製・処理、作物の採取・調製・梱包・送付及び試験実施施設に係る3つの検査に分けられるが、その検査実施日については、毎年、天候や作物の生育によって大きく左右される。特に、2018年度の近畿中国四国地域では、西日本豪雨や台風の襲来等により、担当機関や関係者にとって大変苦労が多い年になったと感じている。

最後に、私も嘗て、作物残留試験を担当したことはあるが、一般の試験研究や農薬の薬効・薬害試験に比べて、決してやりがいのあるものとは思っていなかった。しかし、作物残留試験は、農薬登録や農薬の安全性の向上には欠かすことのできない業務である。今後とも、多くのGLP試験関係者の努力によって、作物残留試験が円滑に進み、生産者等に喜ばれる多くの農薬が登録され、生産現場の環境や生産性の向上に寄与することを期待したい。